

海士町に暮らす人を応援します！（令和2年7月1日から適用）

## 海士町すこやか子育て支援事業のご紹介

対象・・・海士町に在住し、海士町住民基本台帳に登録されている方のうち、引き続き居住の意志を持つ方

### 結婚したとき

**結婚祝金**・・・1組につき、5万ハーンを支給（ハーンとは海士町内のみで使用できる地域通貨のこと）

♥ 申請方法・・・申請書（様式1号）、請求書（様式8号）、戸籍謄本を健康福祉課に提出

### 妊娠したとき

**出産準備金**・・・妊婦1人につき、15万円を支給（母子手帳交付後と出生届け出後の2回に分割）

※多胎の場合は、出生届け出後の支給額に5万円を上乗せ。

※他市町村で母子手帳交付後に海士町に転入した妊婦は出生届け出後の10万円を支給、  
出産前に転出した妊婦は母子手帳交付後の5万円を支給。

♥ 申請方法・・・母子手帳交付時に申請書（様式1号）、請求書（様式8号）を健康福祉課に提出

**出産時の宿泊費助成**・・・原則妊娠36週以降の妊産婦が待機等のため宿泊したときの宿泊費について、1泊につき2,000円を助成。

♥ 申請方法・・・①レインボープラザ利用時：レインボープラザへ直接申請

②その他宿泊施設利用時：宿泊にかかった費用の領収書、申請書（様式1号）、  
請求書（様式8号）を健康福祉課に提出

**里帰り出産の交通費助成**・・・町外出身妊婦の里帰り出産について、5万円を限度額として

里帰り先までの距離に応じて助成（※多胎の場合は、限度額10万円）

♥ 申請方法・・・申請書（様式1号）、請求書（様式8号）を健康福祉課に提出

### 不妊治療を受けるとき

#### 不妊治療費助成

①**不妊治療の助成**：一般不妊治療または特定不妊治療に要した医療費、1年間にそれぞれ10万円を限度額として助成（ただし、文書料など治療に直接関係ない費用は対象外）

※特定不妊治療は、県の助成に上乗せして支給。

※令和2年7月1日以降に開始した治療から適用。

②**不妊治療にかかる交通費・宿泊費の助成**：1年間に30万円を限度額として、以下の額を助成。

【交通費：島後1,300円、隠岐島外2,600円】 【宿泊費：1泊4,000円】

♥ 申請方法

○治療開始前・・・申請書（様式1号・5号）を健康福祉課に提出

○治療開始後・・・①②について、以下の通りそれぞれ必要な書類を健康福祉課に提出

①請求書（様式8号）、医療機関証明書（様式7号）、通院証明書、医療機関の領収書  
（治療を開始した月から12ヶ月ごとに精算）

②請求書（様式8号）、通院証明書、医療機関の領収書、宿泊施設の領収書  
（助成決定から1年を経過後または受診終了後のいずれか早い時期）

## 出産したとき

すこやか祝い金・・・出産後、以下の額を支給（一部ハーンで支給）

【1人目】10万円      【2人目】20万円（2回に分割支給）

【3人目】50万円（3回に分割支給）      【4人目～】100万円（5回に分割支給）

♥ 申請方法・・・申請書（様式1号）、請求書（様式8号）、戸籍謄本（世帯）を健康福祉課に提出

## 子どもを育てるとき

乳幼児等医療費助成・・・0歳～中学校卒業までの子どもについて、子どもの医療費を無料化します。

♥ 申請方法・・・申請書、健康保険証の写しを健康福祉課に提出

### 18歳以下の子どもの通院費等助成

18歳以下の子どもが精密検査等で通院したときの交通費・宿泊費を以下の通り助成。

【交通費：島後 1,300円、隠岐島外 2,600円】      【宿泊費：1泊 4,000円】

※小学生以上の児童については、保護者同伴を前提として交通費に以下の額を加算

	対象年齢	加算額
島後	小学生	600円
	中学生以上	1,300円
隠岐島外	小学生	1,300円
	中学生以上	2,600円

♥ 申請方法

申請書（様式2号）、医師の意見書または診断書、請求書（様式8号）、医療費の領収書、宿泊費の領収書を健康福祉課に提出 ※受診前に健康福祉課にご相談ください。

保育料軽減・・・第3子以降の子どもの保育料を無料とする。

♥ 申請方法・・・申請書（様式3号）を健康福祉課に提出

チャイルドシート購入費の助成・・・チャイルドシート購入費の半額を助成（上限額：4万円）

（ただし乳幼児1人につき1回限り）

♥ 申請方法・・・申請書（様式4号）、請求書（様式8号）、チャイルドシートの領収書を健康福祉課に提出

帰省時など短期利用の方には、レンタルもあります（台数に限りあり）。  
健康福祉課までお問い合わせください。



お問い合わせ

海士町役場 健康福祉課 福祉係

☎08514-2-1823